

2025年度 夏期合同研究

7月7日から11日の5日間に亘って、2025年度夏期合同研究が開催された。

本年度も Zoom を利用した完全オンライン開催となった。

20の分科会と全体討議が開催され、分科会はのべ825名、

全体討議はのべ114名が参加した。



第1分科会

弁護士によるスタートアップ・ベンチャー企業の支援、新事業支援

中小企業法律支援センター 副本部長 鈴木 康之 (61期)

スタートアップ・ベンチャー企業で頻発する問題として4つのテーマを取り上げた。

第1テーマは「資金調達」で、成長ステージに応じた手段選択の考え方、実務上用いられている具体的な手法(J-KISSなど)を紹介した。

第2テーマは、「グレーゾーン解消制度、規制のサンドボックス、新事業特例制度」を取り上げ、事業適法性を確認する手段として各手段をどのように活用できるかを説明した。

第3テーマは「労務戦略」を取り上げた。特徴的な問題点

として、ストックオプションの活用やインセンティブ報酬のあり方についても説明した。

第4テーマの「知財戦略」では、その必要性、企業の成長に応じて変化する考え方や視点について解説した。

スタートアップ・ベンチャー企業は年々増加傾向にあるものの、支援弁護士数はまだ限られている。具体例や参考文献の紹介もあり、本発表について、これから取り組むことを検討する会員にとって、非常に有益な内容だったという声があった。

第2分科会

若手弁護士必聴！市民からの最新の苦情を分析・報告する

市民窓口委員会 委員 梶嶋 裕之 (42期)

市民窓口とは、依頼者や相手方からの弁護士に対する苦情を受け付けて必要な対応を行う制度である。当会では、平日毎日午後1時から3時の2時間、2～3名の担当弁護士が、電話で苦情受付を行う形で実施されている。

当会の市民窓口寄せられる苦情は近年急増している(2024年度は2,371件)。苦情のうち約半数は、苦情の対象となる会員の側に問題があると考えられる事案であり、放置すると懲戒処分につながりかねない深刻な内容も少なくない。

寄せられた苦情については、事案に応じて、対象会員への苦情伝達、書面による弁解徴求、対面での事情聴取などの対応を行っている。

分科会では、市民窓口の現状報告の後に、①弁護士と連絡がとれない、②破産申立の長期放置、③弁護士の横柄な対応や暴言、④費用トラブル、⑤預り金未返金、⑥詐欺被害への非弁対応の6事案を素材に、パネリストであるベテラン担当者が、苦情を受けない弁護士業務の秘訣について意見交換を行った。

第3分科会

弁護士費用保険（LAC 制度）のいまとこれから

リーガル・アクセス・センター運営委員会 副委員長 神永 矩誠 (64 期)

本分科会は、「弁護士費用保険（LAC 制度）のいまとこれから」をテーマに掲げ、基調講演と座談会を開催した。

第一部では、伊藤明彦委員長が基調講演を行い、LAC 制度の概要、および近年拡大している適用分野について詳細を説明した。

続く第二部の座談会は、伊藤委員長に石田智也副委員長、池田龍吾副委員長、筆者を含む4名で実施し、弁護士費用保険の改正点、拡大分野、受任審査、弁護士費用保険ADRといった複数の論点を扱った。まず弁護士費用

保険の改正点である最低報酬金制度について、伊藤委員長が詳しく解説。これに対し、各副委員長から活発な質問が投げかけられた。その後、同様の形式で池田副委員長が受任審査、石田副委員長が弁護士保険ADRについてそれぞれ説明を行い、質疑応答を通じて理解を深めた。

閉会の辞では、石田副委員長が本日の基調講演と座談会の内容を総括し各種制度の積極的な利用を促す発言をもって、本分科会は盛会のうちに閉会した。

第4分科会

存在感のある社外役員となるために必要とされること ～上場会社からIPO 準備会社、社外取締役から常勤監査役まで～

男女共同参画推進本部 事務局次長 吉川 愛 (57 期)

社外取締役現任の大門あゆみ弁護士（第二東京弁護士会）、社外監査等委員現任の石橋尚子弁護士（当会）、上場会社常勤監査役現任の表昇平弁護士（当会）、上場会社業務執行役員の岩城慶太郎氏をパネリストとしてテーマに沿ったディスカッションを行った。会社役員の選任基準の工夫、社外としてどの程度の情報に触れ、どのような発言をすることが望ましいのかについて、会社のステータス、規模やガバナンス体制の成熟度によって異なるということ

を前提に、社外役員の職責として企業価値の向上とガバナンス強化を実現させることという軸を持って行動することの重要さが確認された。会社のガバナンス強化のために、社外役員として工夫している取り組みについても議論がなされ、社外役員に就任したときの行動指針について多様な視点からの気づきを得られる機会となった。70名以上の会員に参加いただき、本テーマへの関心の高さが窺われた。

第5分科会

人種差別から発生した弁護士への大量懲戒請求事件について

外国人の権利に関する委員会 委員 野崎 真一 (75 期)

本分科会では、当会発出の「朝鮮学校への適正な補助金交付を求める会長声明」を端緒に、ブログ「余命三年時事日記」に煽られた959名が在日コリアン弁護士8名を含む多数会員の懲戒を求めた事案につき、懲戒請求者の不法行為責任を追及する訴訟を提起した金竜介会員と金哲敏会員、弁護団として活躍した有園洋一会員が本訴訟の意義や問題点等を広く解説した。

本分科会は、外国人政策が争点の一つとなった今夏参議院選挙期間中に実施されたタイムリーなものであり、特定の

情報に流されず、一票を投ずることの責任を再自覚するという、カナリア的な警鐘を鳴らす意義を有すると思われた。また、本訴訟は、同じ東京地裁でありながら、裁判体が37あったという特殊性を有するが、認定慰謝料金額が大きくばらついた上に、本懲戒請求の人種差別性を否定した判決が一定数あったのは残念である。弁護士会の一員として、何故人種差別であり、差別される痛みを世に訴えることの必要性を実感した分科会であった。

第6分科会

不法行為法の実務での課題

不法行為法研究部 部員 志賀 晃 (59期)

本分科会には、36名の会員の参加があった。最後に、花本広志教授（東京経済大学）による講評が行われた。

①「区分所有建物敷地内斜面の崩落事故と関係者の責任」 （志賀晃部員（59期））

分譲マンションの敷地内の斜面地の崩落により生じた死亡事故に関する3件の損害賠償請求訴訟についての紹介が行われた。

②「データ化社会の進展を踏まえた損害賠償の再検討」 （神村大輔部員（57期））

逸失利益算定要素である就労可能年数について、平均余命の長期化、労働環境の変化等をもとに、現状の扱いの妥当性についての検討が行われた。また、ドライブレコーダー、EDRといった装置が自動車事故における過失の認定にあたって活用された例等についての報告も行われた。

③「事例報告（過失相殺）」（宮城海斗部員（74期））

実際に担当した交通事故損害賠償請求訴訟を題材として、「早回り右折」について実際に行った立証上の工夫についての報告等が行われた。

第7分科会

二つの老いにどう対応する？ 改正区分所有法の概要

法制委員会 委員 篠塚 至 (76期)

2025年5月23日に成立（2026年4月1日施行）した区分所有法等の改正について解説した。本改正は、建物区分所有者の高齢化及び区分所有建物の老朽化という「二つの老い」に対応するために、区分所有建物の管理及び再生の円滑化を図るものである。

横山宗祐委員長より本改正の概要や全体像の説明があり、続いて、横山委員長と筆者が、所有者不明専有部分管理制度等3つの管理制度の新設、区分所有者全員からなる集会決議の要件見直しといった建物の管理円滑化策を

解説した。

後半、小松達成副委員長と筆者が、建替え決議の要件緩和や建替え決議時の賃貸借消滅請求等といった建物の再生円滑化策等を解説した。建替えや建物敷地売却の際に上記請求があると、区分所有建物から退去する賃借人に対し「賃貸借の終了により通常生ずる損失の補償金」が支払われる。要綱では用地対策連絡会の損失補償基準の想定が示されているが、施行後の実務では、具体的な算定方法・金額が課題になると思われる。

第8分科会

よりそい弁護士制度の導入と展望について

（刑事法対策特別委員会・刑事拘禁制度改革実現本部 共催）

刑事拘禁制度改革実現本部 事務局次長 氏家 宏海 (61期)

愛知県弁護士会よりそい弁護士制度運営委員会委員長である田原裕之弁護士をお招きし、よりそい弁護士制度の説明および愛知県での実践状況について講演していただいた。

本制度は、愛知を始めとする全国10弁護士会で導入されており、刑事事件後の再犯防止と社会復帰支援を目的としている。弁護士が、罪に問われた人に寄り添い、社会復帰のための支援活動を行うものである。特に、精神疾患や社会的孤立といった事情を抱える人々の更生に際し、弁護士が行政機関や医療機関等と連携してサポートする点に特徴

がある。具体的活動は、保護観察所への同行、生活保護申請の同行、少年の就学支援、帰住先への同行、住居確保、スマートフォンの契約など多岐にわたり、よりそい弁護士には柔軟な対応が求められる。申込件数は、月に約10件、年間約130件であり、その内訳は、弁護士が7～8割で、残りを矯正施設、保護観察所及び本人が占めている。

講義後には活発な質疑応答が行われ、本制度の導入が進められている当会において、会員が高い関心を持っていることがうかがわれた。

第9分科会

SNSと「パブリック・フォーラム論」の現在

憲法問題対策センター 副委員長 高井 健太郎 (71期)

本分科会では、慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所の水谷瑛嗣郎准教授を講師としてお招きし、影響力を増大させつつあるソーシャルメディア（以下「SM」という）上の言論の憲法的統制のあり方について検討を行った。

水谷准教授の講演では、SM上の言論空間の現状分析を踏まえながら、近年アメリカでは、大統領など公職者のSMアカウントについて、「パブリック・フォーラム」と捉えて修正1条を及ぼそうとする方向と、逆に民間企業であるデジタル

プラットフォーム（以下「DPF」という）の管理権を重視して公的性質を否定する方向の二つが判例等に現れていることなどが解説された。ここで浮き彫りになるのは、私的アクターでありながら国家以上の情報環境形成力を有するDPFに対して、憲法的統制を及ぼしうるかという問題である。

後半の討議では、水谷准教授から参加者に対して「日本において公職者アカウントからブロックされたユーザーはどのような訴訟を提起しうるか」という問いも出された。我が国でも裁判例を積み重ねることの重要性が実感された。

第10分科会

カスタマーハラスメントの観点からの弁護士業務妨害の傾向と対策

弁護士業務妨害対策特別委員会 委員長 服部 毅 (60期)

本分科会では、まず、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例でのカスタマーハラスメントの定義や改正労働施策総合推進法でのカスタマーハラスメントの規定を紹介した。次に、当委員会の川坂明史副委員長、飯野雄士副委員長及び筆者の3名により、座談会形式にてカスタマーハラスメントと評価できる事例等を紹介した。その中で、不当要求は断るべきであること、リミット・セッティングをして、依頼者との距離感に注意すべきであること、依頼者からの言い

掛かりへの対応として、普段から録音したりメールで証拠を残したりしておくこと、依頼者からの物理的な妨害行為に備え、事務所の常時施錠を始めとする事務所セキュリティ対策を講じることなどを解説した。最後に、質疑応答が行われ、参加者から、当委員会への支援要請に関する質問が数多くなされた。依頼者・元依頼者からの業務妨害に悩んでいる会員は、一人で抱え込まずに当委員会に支援要請されたい。

第11分科会

裁判所の事件記録は何のために保存するのか？

事件記録等の特別保存制度の運用に関する検討ワーキングチーム 委員 永石 一恵 (63期)

本分科会では、ジャーナリストの澤康臣氏（早稲田大学教授）と江川紹子氏をお招きし、裁判記録の保存と活用について基調講演をいただいた。澤氏は、ご自身の経験を踏まえ、アメリカでは事件記録の公開が前提であるのに対し、日本はアクセス制限が厳しいことを紹介された。江川氏は、保存しても活用できなければ死蔵であり、閲覧によるリスクを防ぐために元栓を閉める（全面禁止にする）べきではないと訴えた。講演後の意見交換では、ワーキングチームのメン

バーで判決原本の保存運動に中心的に関わられた青山善充会員から、国立公文書館に移管された判決原本の閲覧手続が複雑なこともあって利用者が非常に少ないという問題の指摘があった。社会問題となった事件記録廃棄問題を機に、最高裁は特別保存制度の運用を見直し、全国的に体制が整えられた。今後は、事件記録の保存に取り組むだけでなく、保存記録の適切な利用の仕組みの整備を考えていくことも重要だと実感した。

第12分科会

東京弁護士会の国際交流～近年のハイライト～

国際委員会 副委員長 瀧澤 渚 (67 期)

当会は、日本最大規模の弁護士会として、各国弁護士会との連携や関係構築、国際法曹団体への参加、外国法事務弁護士の資格審査等、多岐にわたる国際業務に積極的に取り組んでいる。当委員会は、その中心的役割を担い、日頃より国際交流をはじめとする様々な活動を精力的に行っている。本年度は、こうした活動の一環として、国際交流に関する近年の具体的な取組状況や成果について、報告を行った。具体的には、①国際会議（IBA、UIA、LAWASIA）

への参加、②友好協定先等を含む海外弁護士会との交流、③国際組織（大使館、国際機関等）との連携といった分野ごとに、実際に参加・担当した委員が写真や資料を用いながら、それぞれの活動内容やその意義について紹介を行った。当日は、40名を超える多くの参加者を迎え、各報告に対して活発な質疑応答や意見交換が行われ、国際交流の重要性について改めて認識を深める大変有意義な機会となった。

第13分科会

裁判官の職務情報提供の推進・活性化にむけて （弁護士へのアンケート結果もふまえて）

裁判官の職務情報提供推進委員会 事務局長 大岩 直子 (47 期)

本分科会では、事前に会員に行ったアンケート結果を参照しながら、参加者が実際に経験した訴訟指揮や問題ある職務行為の実例、Web期日における経験などについて熱心に議論がなされた。

問題ある職務行為に対しその是正のためにとった対応とその結果について、アンケート結果では即時抗告を行う以外は何も対抗できなかったという回答が多かった。この点、参加者からは、判断権者に従わざるを得ないという意見や、忌避申立ての経験について報告がなされた。結論として、

裁判官の職務情報の提供が有用であることが確認された。

Web期日に関しては多くの利便性が強調されたが、他方で、関係者間のコミュニケーションという点で実際に裁判官や相手方と顔を合わせたいとの意見をもつ参加者も多かった。また、裁判官のWeb期日に対する感想や要望も聞いてみたいとの意見が出された。

全体として、今後もアンケート結果を活用していくことが確認された。

第14分科会

再審事件から考える死刑と人権（その1 ― まもなく決定！熊本・菊池事件） （再審法改正実現本部・死刑制度廃止実現本部・人権擁護委員会 共催）

人権擁護委員会 副委員長 大辻 寛人 (59 期)

来年1月末を目処に再審請求に対する決定が行われると目されている菊池事件（熊本県）について、弁護人のお一人である金丸哲大会員に解説をしていただいた。

ハンセン病患者であったF氏に殺人などの嫌疑がかけられ、丸腰のF氏に対する警官の発砲、大量出血した状態での取調べ、裁判所外に設置された特別法廷での審理など、人権を無視した異常な手続きを経て、F氏には死刑が宣告された。F氏は無罪を主張して戦ったが、3回目の再審申立が却下さ

れた翌日、F氏に対する死刑が執行された。法務大臣が死刑執行指揮書に押印をしたのは却下決定の2日前だったという。

菊池事件弁護団は、特別法廷の違憲性を問い、憲法的再審事由があると主張している。ハンセン病患者に対する偏見や差別が刑事手続きに歪んだ影響を与えたこと、死刑制度、再審制度のあり方など、本事件には、人権に関する重要な問題が集約されている。再審請求の結論に期待したい。

第15分科会

再審事件から考える死刑と人権(その2 — まもなく判決! 福井女子中学生殺人事件)

(再審法改正実現本部・死刑制度廃止実現本部・人権擁護委員会 共催)

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀 (49 期)

本分科会では、福井事件について、弁護団長の吉村悟弁護士（福井弁護士会）にご講演をいただいた。福井事件は、1986年3月に女子中学生が殺害された事件であり、2024年10月23日に再審開始決定が出されている。

吉村弁護士からは、確定判決の証拠構造分析を謙抑的かつ緻密に行ったこと、証拠開示請求を粘り強く行い、第2次再審請求で287点もの証拠が開示されたこと、関係者供述の心理学鑑定や新旧全証拠の総合評価の必要性等について

ご講演いただいた。再審開始決定を勝ち取るために何が必要であるか、極めて示唆に富む内容であった。

福井事件は、検察官による証拠隠し、再審開始決定に対する不服申立による救済の遅れ等、再審法（刑訴法第4編）の不備が浮き彫りとなった事件である。再審法のすみやかな改正の必要性もあらためて明らかとなった。

なお、福井事件は、本分科会直後の本年7月18日に、再審無罪判決が言い渡された。

第16分科会

スッキリわかる育児介護休業法

労働法制特別委員会 委員 軽部 龍太郎 (57 期)

毎年のように改正され、制度の全体像がつかみにくなっている育児介護休業法。これを、休業、休暇、時短、その他の措置、お金、実際の事務手続きなど、切り口を工夫してスッキリ整理する、というコンセプトの企画とした。

近年の夏期合研はZoom配信となっていることから、TV番組を参考にしやすい・聞きやすい構成とすることを意識し、4部構成としてプレゼンター4人が順次登壇し、司会1名とコメンテーター1名が質問を発するという進行方法とした。

また、「よくある場面」として寸劇を2ヶ所に挿入し、具体的場면을イメージする助けとした。

解説においては、法の章立てを意識すること、各制度が適用される期間を図解で頭に入れていくべきことなどを強調し、参加者が各制度を適切に理解し、位置付けられるよう工夫した。企画側としては、参加者が育児介護休業法の各制度をスッキリと理解し、迷いのない業務遂行と作業時間短縮につながることを願っている。

第17分科会

民事調停官・家事調停官の職務と魅力

弁護士任官推進委員会 副委員長 吉田 幸宗 (50 期)

調停官制度（弁護士が、週1日非常勤の形態で、裁判官と同等の立場で民事・家事調停手続を主宰する制度）は、2004年の任官開始から20年以上が経過した。

そこで、当委員会では、パネルディスカッション形式にて、現役の東京地裁及び東京簡裁の民事調停官並びに東京家裁の家事調停官である当会の会員3名から、「民事調停官・家事調停官の職務と魅力」というテーマで、勤務時間や業務内容、執務環境、調停主宰者としての意識や工夫、応募

動機などを伺った。多種多様な事件を書記官及び調停委員などと共同でチームとして処理したり、キャリア裁判官と肩を並べて仕事をするという貴重な経験が得られ、また調停官としての経験が弁護士業務に役立つ、といった話を聞くこともできた。

共同親権の実施を視野に裁判所においても調停官の一層の活躍が期待されている。会員の皆様もこの機会に調停官への応募を是非ご検討ください。

第18分科会

後払い決済 (BNPL) の現状と課題

消費者問題特別委員会 多重債務部会 部会長 山川 幸生 (63 期)

当分科会では、市場規模2兆円といわれるまでに拡大した後払い決済 (BNPL) をめぐる消費者被害について検討した。

まず、国民生活センター相談情報部相談第2課課長補佐内藤奈津樹氏より、「消費者トラブルからみる後払い決済サービスをめぐる課題」と題して、同センターによる2020年の特別調査の結果をお話いただいた。

BNPLは、クレジットカードを用いず、2か月を超えない範囲で後払いが可能なECサイト等での支払い手段である。

内藤氏からは、BNPLは割賦販売法等の規制が及ばないため、消費者の支払能力を超えた請求がなされており、未成年者による利用トラブル、加盟店調査や苦情対応が不十分である点などが指摘され、法規制の必要性が訴えられた。

続いて、私からは、BNPLの法規制を検討する場合に参照すべき現行制度等について補足説明した。そのうえで、BNPLの法制度整備には、割賦販売法等を参考にすべきである旨、意見を申し上げた。

第19分科会

営業秘密の保護

民事司法改革実現本部 本部長代行 石原 修 (39 期)

本分科会は、不正競争防止法が規定する「営業秘密」の保護をテーマとした。

まず、「営業秘密を巡る近時の動向」と題し、経済産業省知的財産政策室室長補佐黒川直毅弁護士 (第二東京弁護士会)・弁理士が、営業秘密の持ち出しが注目を集めている背景 (近時の営業秘密流出事件、近年の営業秘密侵害事犯の検挙状況・相談受理件数、営業秘密漏洩の実態)、営業秘密となり得る対象情報・営業秘密の3条件、営業秘密を巡る動向 (刑事裁判例、民事裁判例)、営業秘密管

理指針などについて講演を行った。

次に、「営業秘密侵害加重賠償制度」と題し、当本部の深井俊至副本部長が、営業秘密侵害に対して2倍賠償制度を設ける提案 (本提案)、知財分野での懲罰的賠償制度に関する最近の政府における議論、本提案で営業秘密侵害を対象にする理由、米国・中国・韓国・台湾の懲罰的賠償制度、本提案における不正競争防止法の具体的改正案 (付加金) の説明を行った。

第20分科会

感情の波に溺れない家事事件の泳ぎ方

公設事務所運営特別委員会 委員 芝崎 勇介 (66 期)

およそ50名。当委員会による分科会史上、最多の受講人数だった。それだけ家事事件と感情という組み合わせが弁護士に“刺さる”テーマだったのだろう。

分科会では、台本なしのLIVE感溢れるクロストークが展開された。やや若手の山本真由会員と大久保香折会員とが対処に困ったケースを相談すれば、中堅の押田朋大会員が自らの経験を踏まえた方法論を示す。公認心理師・臨床心理士の資格を持つ芝池俊輝会員がそれらのやりとりをインスパイアされ、心理の知見も踏まえた処方箋を提供する。渦

巻く感情に呑み込まれない唯一絶対の解はないにしても、受講者はこれらの対話の中から自分にとっての光明を見出せたのではないかと。敢えて一つを挙げれば、やはり依頼者との関係に線を引くことが鍵である。

講義の中で紹介された、芝池会員の事務所で行われる自前の離婚ADRにも興味を惹かれた。

この分科会にご参加いただいたみなさんは、きっと家事事件がもっと楽しくなったはずである。

全体討議

所有者不明土地建物／管理不全土地建物管理事件

弁護士活動領域拡大推進本部 所有者不明・管理不全不動産利活用部会 幹事 三浦 裕和 (71期)

2025年7月11日に開催された当会の夏期合同研究において、「所有者不明・管理不全不動産利活用部会」の発表に出席した。本部会は、所有者不明土地や管理不全状態にある不動産の適切な利活用を実現するための制度的・実務的課題を検討するものであり、私自身も部会員の一人として活動しているが、今回は発表の担当はしていない立場で聴講した。

当日は、まず早稲田大学法学学術院の山野目章夫教授による基調講演が行われた。山野目教授は、所有者不明土地管理制度や管理不全土地管理制度の意義と構造を、従来の不在者財産管理制度と比較しながら、丁寧に解説された。両制度の違いが明確になり、特に制度の趣旨や立法的背景を改めて整理する良い機会となった。

続いて、東京都不動産鑑定士協会所属の仲肥雅浩不動産鑑定士による「不動産鑑定評価の勘所」と題するご講演があった。実務家としての経験に基づくお話で、特に狭小地や旗竿地といった、評価が難しい土地に関する減価要素の具体的な評価手法について学ぶことができた。普段弁護士として関わる中では気づきにくい、不動産評価の視点や工夫が紹介されており、非常に実践的な内容であった。

次に、当部会に所属する弁護士3名（横手聡部会長、奥国範委員、岩下明弘委員）による事例報告が行われた。所有者不明土地管理制度や管理不全土地管理制度の運用事例は、現時点ではまだ件数が少なく、貴重な実務報告とな

った。各報告では、申立の手続き、管理人としての業務遂行上の困難、費用の問題など、現場の実情が率直に共有された。また、裁判所の運用の差異や考え方についても触れられており、制度の今後の展開を見通す上で非常に参考になった。

最後に行われたパネルディスカッションでは、山野目教授、仲肥不動産鑑定士、上記3名の弁護士が登壇し、制度運用における評価実務の課題や、管理人の位置づけ、報酬制度のあり方などについて意見交換がなされた。特に印象的だったのは、所有者不明土地に関する評価額の算定の困難さについての議論である。評価の前提となる情報自体が不明確なことが多く、適切な鑑定評価の実施には、不動産鑑定士との密接な連携が不可欠であることを痛感した。

また、管理人の業務負担の大きさに比して、報酬額が著しく低廉であるという問題点にも触れられ、制度的な改善の余地を強く感じた。管理不全土地に関する管理人の役割について、「土地基本法第6条に土地の管理責任は所有者が行うことが明記されている。管理人は本来所有者が担うべき管理を代替して行っているにすぎず、所有者を過度に『お客さん扱い』する必要はない」という発言があり、これは今後の実務姿勢を考える上でも非常に示唆に富むものであった。

本研究会を通じて、制度の実務的な運用と課題、そして関係専門職との連携の重要性を多角的に学ぶことができ、大変有意義な時間となった。

